

組合に入ろう！
組合に相談を！

かしな

全日本金属情報機器
労働組合(JMIU)
日本アイビーエム支部

東京都港区赤坂2丁目20の6
川瀬ビル5F 〒107-0052
TEL: 03-3583-9037
FAX: 03-5562-0853

定価 月 500円

●次号「かいな」2290号は9月5日(月)発行です。

労働契約法では、その第5条に「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする」との規定を設け、使用者の労働契約上の安全配慮義務について明文化して

労働契約法の安全配慮義務とは

PIPが始まっていることは前号でお知らせしました。ところが、あるところか、産業界の経過観察中であるにもかかわらず、所属長がメンタルヘルス疾患者に対してPIPを提示したという驚くべき事件が発生していたことが7月7日の団体交渉で明らかになりました。この事件の詳細を以下にお知らせします。

PIPは安全配慮義務違反

メンタル疾患者への提示は違法

団交報告

PIPが始まっていることは前号でお知らせしました。ところが、あるところか、産業界の経過観察中であるにもかかわらず、所属長がメンタルヘルス疾患者に対してPIPを提示したという驚くべき事件が発生していたことが7月7日の団体交渉で明らかになりました。この事件の詳細を以下にお知らせします。

メンタルヘルス疾患者へのPIP提示の問題点

メンタルヘルス疾患者に対しては心理的負担を極力かけないようにする配慮が求められます。PIPの問題は、改善目標が未達成であった場合のアクションとして「1. 降格とそれに伴う減給」「2. 職務の変更」「3. 所属変更(他部門への異動)」が実施されることであると記され、

あわや生命に関わる大事件

今回の事件では、PIPを提示された社員は血圧計が振り切れて測定不能となるほど血圧が上昇し、医者に駆け込みました。一歩間違えば命を落とすところでした。次の日からはメンタル

今月で時効です！ 集団訴訟に参加しよう 第3次貸金減額裁判

3面の訴訟参加者の記事参照

2014年7月に減額された人は今月から時効を迎えます。今後は1ヶ月過ぎるごとに1ヶ月分の請求権が失われていきます。そのままにしていると確定拠出年金(退職金)や厚生年金、残業代などすべてに影響を及ぼします。退職するまでの長い年月を考えると、生涯賃金の差はとんでもなく大きくなり、退職後の生活にも影響します。

IBMはロックアウト解雇を撤回しろ! 9・15日本IBM大包囲行動

- IBMは、判決に従い争議の全面解決を図れ!
- IBMは、ロックアウト解雇を撤回し、原告を職場に戻せ!
- IBMは、賃金減額を撤回しろ!
- 解雇自由化・残業代ゼロ法反対、最低賃金1000円に!

2016年9月15日(木)

17:45-18:15 IBM本社前行動

(東京地評争議支援総行動)

18:25-19:00 人形町デモ行進

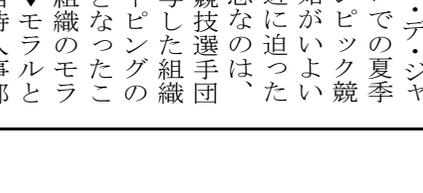
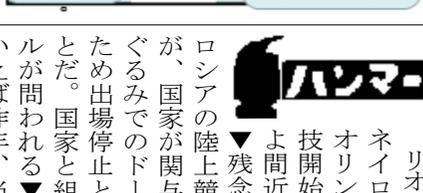


昨年のデモ行進

主催：日本IBM解雇撤回闘争支援全国連絡会

連絡先：JMITU日本IBM支部 東京都港区赤坂2-20-6 川瀬ビル5F
TEL: 03-3583-9037 e-mail: jmiu-ibm@i.bekkoame.ne.jp

因果応報



ハルマ
リオ・デ・ジャネイロでの夏季オリンピック競技開始がいよいよ間近に迫った。残念なのは、ロシアの陸上競技選手団が、国家が関与した組織ぐるみでのドーピングのため出場停止となったことだ。国家と組織のモラルが問われる▼モラルといえは昨年、当時人事部門所属のN氏が、自身のフェースブックページ上に「組織の打ち上げ」と題して公開した写真に、「『RAお疲れ様』というメッセージ入りの皿を持った笑顔の担当者がいたこと」が思い出される▼人事の担当者は「RAのノルマを達成しないと今度は自分がRA対象になる」という恐怖心から、心の中で詫言ながらRAを実施していると思っていたが、違ったようだ▼IBMは従業員の新陳代謝を進めているようだが、それより人事部門のモラル改善こそ優先して取り組まれるべきだろう。

理不尽な行いを続ける会社に断罪を

—— 第二次賃金減額裁判で意見陳述 ——

6月28日、東京地裁で第二次賃金減額裁判の審理が行われ、原告が意見陳述しました。以下にその内容を掲載します。

意見陳述書

2016年6月28日

1 社歴と会社への貢献

私は1986年に日本アイ・ビー・エムに入社し、社歴30年を越えたところです。所属部門は途中で変わっておりますが、入社時から一貫して社内外の情報システムに関連した仕事をしております。また、社内の経理関係システム担当の部署に所属した折、知識確認と自己啓発も兼ねて日商簿記一級を受験し合格しました。この時に得た知識は、その後の社内システム開発の上で大変役立ちました。特にアウトソーシングの財務評価システムの保守と刷新については、大変高い評価をいただきました。

2 賃金減額の結果もたらされたもの

私の賃金の減額は、月収ベースで約4万円に及び、10年以上前の金額より少なくされてしまいました。私には大学生の娘と高校生の息子がおり、二人の教育費に住宅ローンが加わることで、賃金減額されていない状況でも家計が苦しい中、生活設計をなんとか立てていた状況でした。賃金減額された結果その生活設計が崩され、妻は食費も削って節約料理の研究にいそむ毎日ですし、衣服や靴は必要最小限の安いものしか買えません。私が自由に使えるお金などほとんどありません。

私には、親として、子どもには好きな道へ進んでほしい、という思いがあります。妻の父親から多額の援助を得て、かろうじて教育費だけは最低限必要な資金が捻出できていますが、妻の父親は昨年逝去し、その援助も底をつきつつあります。息子は理系の大学への進学を希望しているのですが、私立大学に通わせる学費までは出ないので、学費が比較的少ない国公立大学にしか行かせられない、と息子には言っています。現状では最悪の場合、息子を大学に行かせられないかも知れません。この状況は、親としても非常に辛いものです。

3 理不尽な行いを続ける会社に断罪を

会社は「Pay for Performance」を唱え、従業員とその家族が満足に生活できる賃金の支給を保証しようとしていません。その上、たった一年間の相対評価の結果だけで賃金を一方的かつ永久的に大幅減額できる制度を作り、維持しようとしています。このような制度は労働契約法第10条に違反するばかりでなく、私企業（マイクロ）としての利潤の極大化を追求する一方、企業の社会的責任を果たさず、社会全体（マクロ）としての成長を阻害するものであると言わざるを得ません。

私自身が賃金減額で被った被害が、このような会社の異常な制度のもとで行われたことを、私は決して許すことができません。そのような思いで、私はこの訴訟の原告団に加わりました。裁判官のみなさまにおかれましては、このような理不尽な行いを続ける会社を厳しく断罪するご判断をいただけますよう、切にお願いするものです。

泣き寝入りせず共に取り戻そう

第3次賃金減額裁判に向けて

思わぬ年俸減額と会社への不信により、退職まで決意したAさんが、「かいな」を通じて組合に加入しました。本意な退職を思いとどまり、年俸の10%減額を取り戻すべく賃金減額裁判に参加することにしたいきさつを紹介します。

私がPBCで評価3となったのは、運用チームのPMを担当して4年目の年でした。過去の3年間においても運用業務の品質維持向上に努めておりました。4年目にはさらなるコスト削減・作業時間の短縮をお客様から求められて大規模な改善活動を実施していた年の評価が、このような結果でした。

私は、その評価には大変不満でしたが、BAN

D8以上の評価は所属長のみの判断ではなく、他のBAND8の社員と比較されている評価であると聞かされ、他の社員の仕事ぶりを全て把握している訳でもなく、しぶしぶその評価を受け入れてしまいました。

しかし、この評価結果は翌年も引きずることにになりました。新しい所属長から、前年のPBCの評価により、業務改善（PIP）が必要な社員という扱いを受けてしまい、この期間は、非常に悔しい思いでいっぱいでした。

10%減額にパニック

その後数ヶ月、今年こそは、最高の評価をもらえるようにと考え、日々努力しておりましたところ、お客様から、前年度のIBMチームへの評価

会において、私のチームのコスト改善活動に感謝コメントをいただき、出来、少し自信を取り戻すことが出来ました。しかし、その後、年俸の10%減額の連絡が来たのです。会社の誰にも理解されていないという不安や苛立ちと、お客様には評価いただいているという状況での減額に、私の頭の中はパニック状態に陥りました。

組合へ連絡親身に対応

その年の評価は、目標の最高評価には届かず通常の評価に留まりました。私の中では「この会社では、理解を得る事が出来ない」と思い退職する事を決意いたしました。そんな時、他にも同じような評価を受けた方々もいるはずで、その方々はどうしているのかと言うこ

■今後の裁判スケジュール

日程	裁判名	場所
7/26(火) 14:10~14:40	第1次口外アウト解雇裁判 高裁第1回口頭弁論	東京高裁 809号法廷
9/9(金) 11:30~12:00	第2次賃金減額裁判 第3回口頭弁論	東京地裁 611号法廷
9/16(金)	第4次口外アウト解雇裁判証人尋問 13:15~ ISOC 吉井豊 16:15~ 原告 A	東京地裁 527号法廷

組合なんでも相談窓口

事業所名	職場名	氏名	電話番号
本社	TSDL. ISEL・System技術	大岡 義久	1712-5175
本社	GTS. ビジネスオペレーションズ	杉野 憲作	205-6550
本社	SW事業部. ELAソリューションズ	大場 伸子	206-4650
幕張	価格計画. S&D価格計画	石原 隆行	205-6483
名古屋	GBS. インダストリアル・アプリケーション開発	板倉 浩	205-2205
大阪	GFS. 西日本グリーンファシリティSVC	山本 茂秋	205-6320
大阪	西日本地区技術・技術推進	河本 公彦	205-5204
組合事務連絡先	TEL:03-3583-9037(月~金 13時~16時) FAX:03-5562-0853 メール:jmiu-ibm@ibekoame.ne.jp ウェブ:http://www.jmiu-ibm.org/		

注)上記窓口は、事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ

法律相談	労働問題以外の民事一般についても相談受け付けます(お手数ですが電話予約をお願いします)
東京法律事務所	弁護士 水口 洋介、今泉 義竜、本田 伊孝 東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル TEL:03-3335-0611代 Web:http://tokyolaw.jp/
岡田尚法律事務所	弁護士 岡田 尚 神奈川県横浜市中区太田町1-10 NGSt太田町ビル5階 TEL:045-222-7577

とを考えていた時、「かいな」の事を思い出したのです。

早速、インターネットで検索すると、私と同じような経験をした方々があり、裁判を実施して、勝訴したとの記事を目にした時、まず組合の方に連絡を取ろうと考えました。組合の方は、親身になつて私の話を傾けていただき、会社の中に、

初めて理解者がいる事に気がきました。また、これからの進め方についても、丁寧に説明いただき退職前に連絡をして本当に良かったと感じました。私は危うく泣き寝入りをして退職をしてしまう所でした。

冷静に考えれば、業務上で失敗をしたわけでもなく、会社側の一方的な考えで、10%減額というこの機会に減額撤回裁判で一緒にたたかいませんか！

処罰をされる事には、私も納得できません。私は、次回予定の第3次賃金減額裁判に参画して、失ったものを取り返して行くための準備を進めております。不幸にも私と同じ経験をされた方もいらしやうと思います。